



災害復旧工事を円滑に進めるための 入札契約制度等の取組



令和3年10月

広島県 土木建築局 技術企画課



広島豪雨災害復旧工事の円滑な実施のための基本方針

受注しやすい環境の整備や不調・不落とならないよう様々な対策を講じています

①入札契約に関する取組

- 1 指名競争入札の適用拡大
- 2 主任技術者の兼務制限の緩和
- 3 監理技術者等の途中交代
- 4 監理技術者等の途中交代による総合評価の取扱い
- 5 県外業者の下請・主要資材の購入先の取扱い
- 6 工事着手日選択型契約方式の適用
- 7 一抜け方式の導入
- 8 工事費内訳書の簡略化
- 9 指名競争入札の一者応札
- 10 地域維持型建設共同企業体の適用
- 11 災害実績条件付一般競争入札に係る資格要件の拡大（下請実績も評価）

②積算・監督に関する取組

- 1 遠隔地からの労働者確保に要する費用の計上
- 2 交通誘導員の確保に係る取組
- 3 遠隔地からの建設資材調達に係る費用の計上
- 4 コンクリート二次製品の資材確保
- 5 工事書類の簡素化
- 6 中間検査の取扱い
- 7 工事成績評定対象金額の引上げ
- 8 「復興歩掛」及び「復興係数」の導入
- 9 見積りを活用した予定価格の作成
- 10 工事成績評定対象外工事の検査書類の簡素化
- 11 部分引渡し検査に係る工事成績評定の簡素化
- 12 工期短縮を行った者に対する工事成績評定点の加点

③発注に関する取組

複数箇所をまとめて発注し、発注件数を抑制

- 1 災害復旧工事発注に係る格付け・完工高の緩和
- 2 市町が発注する公共土木施設災害と農林水産施設災害の一括発注

④情報発信に関する取組

県ホームページで査定決定箇所毎の情報を公表





1 指名競争入札の適用拡大

通常、指名競争入札は1,000万円未満の工事に適用しているが、災害復旧工事に限り3億円未満についても指名競争入札による発注も可能とする

また、早期復旧を目指すため災害復旧工事については、総合評価落札方式も原則適用しない

2 主任技術者の兼務制限の緩和

(1) 金額3,500万円未満（建築一式工事は7,000万円）の災害復旧工事に係る主任技術者又は現場代理人は、兼務制限の対象としない

(2) 請負金額3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）の工事の主任技術者及び現場代理人について、災害復旧工事を含む場合、工事箇所の間隔が25km程度の公共工事に限り5件以内まで兼務可能（令和2年7月1日～）

対象とする事業

- (1) 公共土木施設の災害復旧事業（改良復旧を含む）
- (2) 公立学校施設の災害復旧事業
- (3) 公営住宅等の災害復旧事業
- (4) 堆積土砂の排除事業
- (5) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業（改良復旧を含む）
- (6) 水道施設の災害復旧事業
- (7) 災害関連緊急事業

※通常工事のみの場合についても、令和3年4月1日より、3,500万円以上8,000万円未満で発注する工事において、密接な関係があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度の公共工事に限り、3件以内まで兼務可能とした。

2



3 監理技術者等の途中交代について

施工途中の主任技術者及び監理技術者の変更については、技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護による就業不能、または退職等の真にやむを得ない場合等とされているが、平成30年7月豪雨により、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も真にやむを得ない場合を含むものとする

技術者の変更を検討する場合、事前に監督職員と協議を行うこと

4 監理技術者等の途中交代による総合評価の取扱い

総合評価落札方式で受注している工事で、「4 監理技術者等の途中交代について」の理由により交代した技術者の各得点が、交代前の技術者の得点を下回る評価内容がある場合も、工事成績評定の減点を行わないものとする

5 県外業者の下請・主要資材の購入先とする場合の取扱い

やむを得ない理由により県外業者を下請業者又は主要資材の購入先とする場合については、理由書及び主要資材購入先名簿の提出を求めているところですが、災害復旧工事において県外業者を下請業者又は主要資材の購入先とする場合については、理由書の提出を求めない



6 工事着手日選択型契約方式の適用

これから発注を行う災害復旧工事など、施工中の工事と工期が重複し、技術者が確保できないことにより、入札の不調・不落が発生することが考えられることから、通年で、本方式を可能な限り適用する

令和元年10月1日改正

(1)「現場代理人及び主任技術者等指名(変更)届の提出」及び「コリンズへの登録」について、「契約締結日から」を「工事着手日から」に読み替える

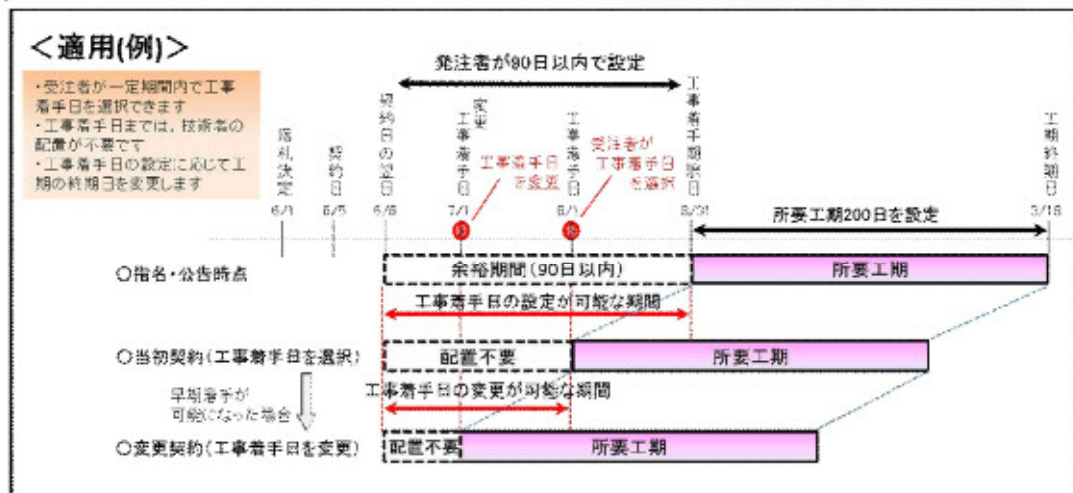
(2) 工事着手期限日を、契約見込日の翌日から起算して60日以内から、90日以内に変更する

令和2年6月1日改正

通知された工事着手日から必要な所要工期を確保することとし、工期の終期日を変更する

令和3年6月1日改正

早期に着手することが可能になった場合に限り、工事着手日を前倒しすることができる



4



7 一抜け方式の導入

公共土木施設の災害復旧工事等については、今後、同時期に発注が集中することで入札不調の多発が懸念されることから、入札不調の抑制を図るため、「一抜け方式」による入札を導入する

(1) 一抜け方式の定義

一抜け方式とは、競争入札に付す複数の案件において、落札者を決定する順位をあらかじめ定め、先に落札者となった者のその後の入札を無効とすることにより順次その後の案件の落札者を決定する入札方式

(2) 対象工事の指定について

- ① 同一の発注機関の案件であること
- ② 同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ同一日に開札する案件であること
- ③ 落札者の決定方法が総合評価落札方式によらない価格競争方式の案件であること
- ④ 工事の種類(入札参加資格の認定業種)が同一の案件であること
- ⑤ 主任(監理)技術者の配置(専任の要否は問わない)に重複する期間がある案件であること
- ⑥ 緊急に施工する必要のある災害復旧工事、維持修繕工事、防災関連工事等の案件であること

(3) 落札者の決定について

開札の順位は、原則として金額の高い順に設定し、落札者の決定は、原則として開札順に行う

先の案件で落札者となった者が、その後の案件にも参加している場合はその入札を無効として取り扱う

5

(災害復旧工事の場合の例)

(単位：千円)

	案件①（指名競争） 予定価格48,000		案件②（指名競争） 予定価格40,000		案件③（指名競争） 予定価格30,000		案件④（指名競争） 予定価格20,000	
A者	44,000	落札	36,000	無効	27,000	無効	18,000	無効
B者	44,200		36,000	落札	27,000	無効	18,000	無効
C者	44,500		36,000	くじ	27,000	落札	18,000	無効
D者	45,000		37,000		28,000		19,000	落札※
E者	45,000		37,000		28,000		—	辞退
F者	46,000		38,000		29,000		—	辞退
G者	47,000		38,000		30,000		—	辞退
H者	48,000		—	辞退	—	辞退	—	辞退
I者	48,000		—	辞退	—	辞退	—	辞退

※令和元年9月30日以降に指名する「平成30年7月豪雨に係る災害復旧事業等」の工事の指名競争入札は、電子入札に限り、一者応札を有効としている
 それ以外の工事は、指名競争入札で有効な入札が一となった場合は無効とし、入札中止となる

一抜け方式のポイント

- 技術者不足から同一開札日の複数案件で入札参加を見送ることによる入札不調の多発を防ぐことができる
- 意に反して複数案件を落札して契約辞退となる状況（指名除外措置の対象）を防ぐことができる

8 工事費内訳書の簡略化

災害復旧工事の円滑な執行を図るため、入札時に提出を求めている工事費内訳書の記入方法の簡略化を行う
 簡略化により応札者の事務の負担が軽減され、積極的な入札参加や記入ミスによる失格の防止が期待でき、不調・不落の抑制を図る

簡略化の概要

(1) 対象工事

県が発注する災害復旧工事が発注者が公告又は入札条件により示す工事（予定価格を事後公表する工事を除く）

(2) 簡略化の内容

広島県工事費内訳書取扱要領に掲げる様式2「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」については、工事数量総括表に記載されている費目・工種明細などのうち直接工事費、共通仮設費計、純工事費、現場管理費、工事原価、一般管理費計、工事価格、消費税相当額、工事費計の項目を漏れなく記入したうえで、見積額を記入すること、また、工事数量総括表に複数の工事箇所が記載されている場合でも、項目毎に全ての工事箇所の金額を合計して記入することができる取扱いとする

(3) 簡略化した工事費内訳書を提出できる者

予定価格の概ね90%（調査基準価格）以上で入札する者

(4) 適用期限

令和4年3月31日

「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」

様式2

「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」

簡略例(1億以上)

①工事費の内訳

②下請負人及び見積金額

<記入例>

記入例は、1億円以上の工事の場合の記入例

1億円未満の場合は「下請負人及び見積額」の記入は不要

○簡略化により工種明細，単位，数量などの入力を省くことができる(赤枠で囲った項目)

○複数の工事箇所がある場合は合計額を記載できる

平成30年7月豪雨に係る災害復旧事業等の工事について、指名競争入札であっても、一者応札を有効とするよう建設工事執行規則を改正

これまで、工事の指名競争入札は二者以上の応札を有効としていたが、平成30年7月豪雨に係る災害復旧事業等の工事に関する指名競争入札では、電子入札に限り、一者応札を有効とする

なお、商号若しくは名称又は代表者の変更などの理由で、広島県電子入札実施要領3(2)による書面参加した者も電子入札をしたものと見なすものとする
※通常工事の指名競争入札は二者以上の応札を有効としている

公布の日（令和元年9月30日）以降に指名するものから実施

令和2年9月14日以降に指名する工事から、全ての災害復旧事業等の電子入札に限り、一者応札を有効とした

10 地域維持型建設共同企業体の適用

災害復旧工事等※について，地域の実情に応じ，単体企業への発注に加え，地域維持型建設共同企業体（地域維持型JV）の入札参加を可能とする

○対象工事

広島県土木建築局が発注する請負対象設計金額が5,000万円以上5億円未満の工事難易度の高くない災害復旧工事等の内，不調・不落のおそれがあり，発注者が必要と認めた工事

○対象業種

土木一式工事

○運営形態

共同施工方式（甲型）

○入札方式

一般競争入札とし，単体企業と地域維持型JVの混合入札とする

※災害工事等とは，公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく工事，災害関連緊急砂防事業，災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業，特定緊急砂防事業，激甚災害対策特別緊急事業，河川等災害関連事業及び河川等災害復旧助成事業を対象とし，応急仮工事は対象外とする。

10

10 地域維持型建設共同企業体の適用

要件(災害復旧工事等に限る)

請負対象設計金額		5,000万円以上 1億円未満		1億円以上 2億円未満		2億円以上 5億円未満	
対象		単体企業	地域維持型JV	単体企業	地域維持型JV	単体企業	地域維持型JV
代表者	格付け	A又はB	A又はB	A	A又はB	A	A
	営業所の所在地	地域内に主たる営業所 ※1	県内に主たる営業所	県内に主たる営業所	県内に主たる営業所	県内に主たる営業所 ※2	県内に主たる営業所 ※2
	特定建設業の許可	必要 ※3	必要 ※3	必要	必要	必要	必要
	配置予定技術者 ※4	専任	専任	専任	専任	専任	専任
その他構成員	格付け	—	B又はC	—	B	—	A又はB
	営業所の所在地	—	県内に主たる営業所	—	県内に主たる営業所	—	県内に主たる営業所
	特定建設業の許可	—	不要	—	不要	—	不要
	配置予定技術者	—	専任不要	—	専任不要	—	専任不要
その他の要件		(地域維持型JVの場合) ①構成員の数は，2者以上から10者未満とし，発注者が指定する数とする。 ②構成員はいずれも土木一式工事の入札参加を有する者とする。 ③出資比率は均等割の10分の6以上とする。 ④ 構成員のいずれかが地域内 に主たる営業所を有することとする。					

※1 不調・不落が予想される場合は，災害が少なく余力のある隣接する市町を含む。

※2 2億円以上で，不調・不落が予想される場合は，県内に支店を有するAを含む。

※3 請負対象設計金額が8,000万円以下においては，下請け金額が4,000万以上となる場合。

※4 配置予定技術者の兼務制限については，災害復旧工事等の主任技術者等の緩和措置を摘要する。

11



11 災害実績条件付一般競争入札に係る資格要件の拡大 (元請実績に加え、下請実績も評価)

広島県土木建築局が発注する建設工事について、災害復旧工事等の実績を要件とした「災害実績条件付一般競争入札」の資格要件を拡大し、災害復旧工事等を施工した建設業者を適切に評価する

格付別標準発注金額表

請負対象設計金額	格付け	
2,000万円以上5,000万円未満	B	C
1,000万円以上2,000万円未満	C	D

入札参加資格要件

(1) 受注件数 (元請実績に限る)

格付け	受注件数(災害査定毎)
B	3件以上
C	2件以上
D	1件以上

(2) 請負代金額 (元請実績に限る)

格付け	請負代金額合計
B	1億円以上
C	
D	

令和3年10月1日以降に公告する工事から、下請実績も要件に追加した

(3) 下請金額 (3,500万円未満の工事を対象とする)

格付け	下請金額合計
C	請負対象設計金額の 1/2以上 【地域外の下請実績は、実際の金額を1.5倍して算出】
D	

12



1 遠隔地からの労働者確保に要する費用の計上

今後、災害復旧工事が本格化していくことから県内の建設業者だけでは人手が足りなくなることが懸念され、県外を含めた遠隔地の建設業者の活用も含めた対応が必要となる可能性がある

遠隔地の建設業者の活用に当たっては、宿泊費や労働者の赴任手当などが必要になることが想定されるため、積算上見込んでいる金額以上に必要となる費用について設計変更により対応できることとする

ただし、これらの費用については、共通仮設費率分及び現場管理費率分へ一定の率を見込んでおり、実際に要した費用からそれらの費用差し引いた額を積上げ計上する

新規発注工事の対象とする場合、これらの適用について特記仕様書等へ記載することとし、発注済みの工事で適用する場合は協議の上、適用する

○対象となる経費

- ・ 共通仮設費—営繕費 — (借上費、宿泊費、労働者送迎費)
- ・ 現場管理費—労務管理費 — (募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)

○確認方法

- ・ 実際に支払った全ての証明書類(領収書の写し等)を発注者へ提出

・ 実施計画書に添付する見積り等の証明書類は不要(簡素化)

令和2年2月17日から簡素化

13

1 遠隔地からの労働者確保に要する費用の計上

実績変更対象費に関する実績報告書

費目		費用	内容	計画計上額	実績計上額	差額
共通 仮設費	営繕費	借上費	労働者宿舍等の敷地借上げに要する 地代及び労働者宿舍等を建築する代 わりに貸しビル、マンション、民家等を長 期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する 場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現 場へ送迎輸送(水上輸送を含む)をする ために要する費用(運転手賃金、車両 損料、燃料費等含む)			
		小計				
現場 管理費	労務管理費	募集及び解散 に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅 費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食 事、通勤等に要 する費用	労働者の早出、残業時の食事費(事業 主負担分)、食事補助費 労働者の住宅から、会社又は工事現場 までの交通機関等の実費費用に応じて 支給される手当			
	小計					
合計						

※費用は、全て税抜価格とする

14

2 交通誘導員の確保に係る取組

災害復旧工事の発注に伴い、今後、交通誘導員の十分な確保が困難となる恐れがあり、交通誘導員を遠隔地から確保した時には宿泊費や赴任手当を積算上見込むことができる「遠隔地からの労働者確保に要する費用の計上」の適用と併せ、交通誘導員の労務単価が「公共工事設計労務単価」と乖離する場合は、見積りにより労務単価が決定できることとする

また、複数の警備業者との調整により交通誘導員が確保できる可能性があるため、広島県警備業協会や広島県警備業協同組合のホームページを参考に、交通誘導員の確保に努めること

ホームページアドレス

広島県警備業協会：<http://hirokeikyo.com/index.html>

広島県警備業協同組合：<http://www.chuokai-hiroshima.or.jp/members/keibi/>

15

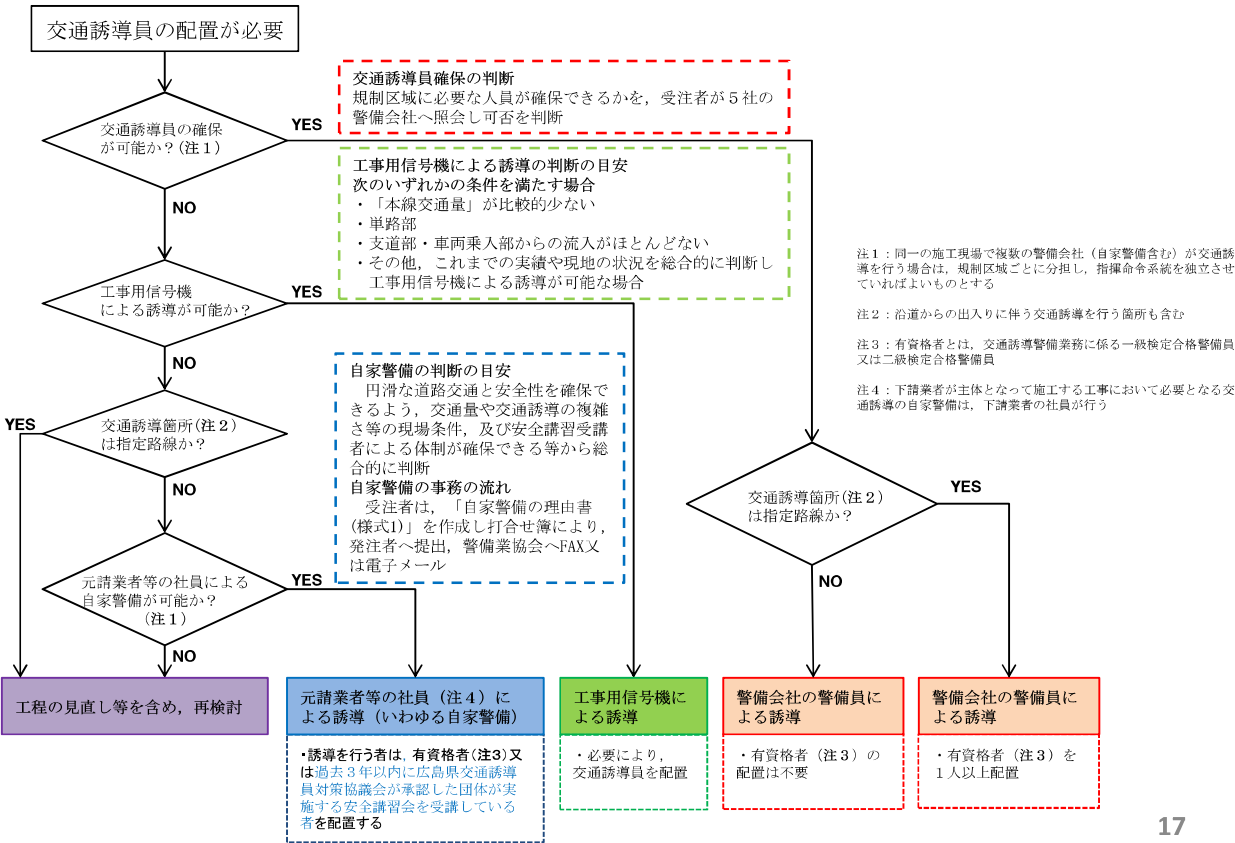
2 交通誘導員の確保に係る取組

平成30年7月豪雨に伴う災害査定も終了し、今後、県及び市町から相当数の災害復旧工事が発注されるため、今後数年間は交通誘導員が不足することが避けられない

このため、関係者においては、引き続き交通誘導員の確保に努めるものとする

また、交通の円滑な誘導による安全確保のためには、今後も交通誘導員の活用を原則とするものの、令和3年度末までの期間限定で、交通誘導員が確保できなかった場合はやむを得ず自家警備で工事を行うことができることとし、自家警備ができる工事について別紙フロー図により整理を行った

交通誘導員の配置検討フロー図



3 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

今後、災害復旧工事が本格化していくことから一部の建設資材にひっ迫が生じ、通常は地域内から調達している建設資材及び仮設材についても、遠隔地から調達せざるを得なくなる場合が想定される

このため、当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達時の実態を反映して設計変更により対応できることとする

新規発注工事で対象とする場合、これらの適用について特記仕様書等へ記載することとし、発注済みの工事で適用する場合は協議の上、適用する

○対象となる資材

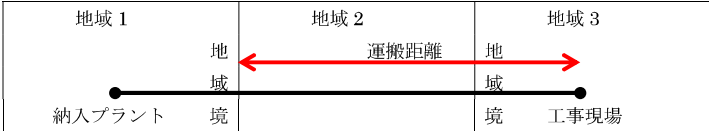
- 骨材類、アスファルト等
- 仮設材
- その他資材(コンクリートブロック等)で県内一律単価

○確認方法

- 事前協議を行った上、実際に支払った全ての証明書類(領収書の写し等)を発注者へ提出

○積算方法(骨材類、アスファルト等の場合の例)

- 対象資材の単価を納入プラントが所在する地域の単価に変更
- 納入プラントが所在する地域の地域境から工事現場までの運搬費(ダンプトラック運搬)を直接工事費に計上



18

4 コンクリート二次製品の資材確保

全国土木コンクリートブロック協会と連携し、県及び市町におけるブロック使用予定数量について情報提供するなど、業界と連携して、コンクリート二次製品の円滑な確保を図ることとした

ブロック等の種類	控え長 (cm)	県工事	市町工事	合計
大型ブロック積	50	46,271	10	46,281
大型ブロック積	60-65	6,329	132	6,461
大型ブロック積	70			
大型ブロック積	75			
大型ブロック積	80			
大型ブロック積	85			
大型ブロック積	100			
大型ブロック積	115			
大型ブロック積	125			
大型ブロック積	130			
大型ブロック積	140			
大型ブロック積	150			
大型ブロック積	170			
大型ブロック積	180			
大型ブロック積	200			
大型ブロック積	220			
大型ブロック積	250			
大型ブロック積	260			
大型ブロック積	300			
大型ブロック積	350			
大型ブロック積	400			
ブロック積(空積)	35			
ブロック積(空積)	50			
ブロック積(空積)	55			
ブロック積(空積)	60-6			
ブロック積(空積)	75	8,008	1,594	9,602
ブロック積(空積)	100	156	1,360	1,516

調査結果の
見本

19



5 工事書類の簡素化

・レディーミクストコンクリートの材料承認資料の提出を省略

広島県土木工事共通仕様書で規定される使用区分（1号及び2号）について、広島県生コンクリート工業組合ホームページ「[広島県生コン工場 配合計画書](#)」に掲載されている製品を使用する場合は、受注者から監督職員への承諾書類の提出を不要とした

（詳細は「広島県の調達情報」において平成31年3月29日付けでお知らせしていますのでご確認ください）

・環境保全型ブロックの壁体重量の確認に係るプロセスの改善

[壁体重量を満足していることが他の工事での実績により確認できる場合は、立会等を省略できる](#)こととした

（詳細は「広島県の調達情報」において平成31年7月31日付けでお知らせしていますのでご確認ください）

3,500万円未満から5,000万円未満に変更（令和2年4月1日から）

6 中間検査の取扱い

災害復旧工事等又は関連する維持修繕（河川浚渫等）で、[金額5,000万円未満の工事は中間検査を省略し、1億円以上の工事については中間検査の回数を2回から1回に省略](#)

[低入札価格調査対象工事](#)は、通常工事を含む全ての工事において[中間検査の回数は増やさない](#)

20



7 工事成績評定対象金額の引上げ

広島県の成績評定は、原則として1件の請負代金額が500万円以上の土木工事を対象としているが、[災害復旧工事等又は災害に関連する維持修繕工事（河川浚渫等）](#)については、当面、原則として1件の[請負代金額が3,500万円以上](#)の土木工事を対象とする

○対象工事

- ・災害復旧工事等
- ・災害に関連する維持修繕工事（河川浚渫等）

○対象金額の引上げ

500万円以上 ⇒ 3,500万円以上

※対象外とした工事は、変更契約により3,500万円以上になった場合も評定の対象としない

○検査の取扱い

検査は、土木工事検査技術基準等に基づき適切に行うこととし、契約図書等に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判定を行う

○その他

契約後速やかに当該工事の評定を希望する旨を記載した工事打合せ簿が提出された場合は、評定の対象とすることも可能



8 「復興歩掛」及び「復興係数」の導入

復旧・復興事業等による工事量の増大の他、交通規制による作業効率の低下により、特定の施工条件において標準積算基準と施工実態との間で乖離（作業日当たりの作業量の低下）が生じていることが確認されたため、施工実態に合うよう「復興歩掛」及び「復興係数」を導入する

○対象工事

土木建築局が発注する災害関連工事で、施工条件等を勘案し作業効率低下のおそれがある工事
※対象工事は、特記仕様書又は公告文等に対象である旨の記載を行う

○対象地域

西部建設事務所、西部建設事務所呉支所、西部建設事務所東広島支所及び東部建設事務所三原支所管内

○復興歩掛（土工の日当たり作業量の補正）

(1) 復興歩掛の対象

- ア 機械土工（掘削、掘削(ICT)、河床等掘削、積込(ルーズ)、積込(コンクリート殻)
- イ 砂防土工（掘削(砂防)、積込(ルーズ)(砂防)
- ウ 土の敷均し締固め工(路体(築堤)盛土、路体(築堤)盛土(ICT)、路床盛土、路床盛土(ICT)、整地)

(2) 補正内容

作業日当たり標準日当たり作業量を20%低下する補正
補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たり標準日当たり作業量×0.8

○復興係数（経費（間接工事費）の補正）

土木工事標準積算基準書により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じる

共通仮設費率：1.1
現場管理費率：1.1

22



9 見積りを活用した予定価格の作成

① 砂防関係工事における見積りを活用した予定価格の作成

砂防関係工事において、特定の歩掛と実勢価格が乖離している可能性があるため、この事実が確認できる場合は、発注者が指定する工事において、次のとおり見積書を採用し予定価格を作成する

○対象工事

砂防関係工事のうち、発注者が指定する工事

○対象歩掛

土木工事標準積算基準書

第Ⅲ編 河川 第3章 砂防工 2) コンクリート工 8. 砂防コンクリート打設歩掛

○見積条件

見積依頼書に対象歩掛について見積書を徴収する旨が記載してある
見積書の妥当性を確認するため、標準歩掛が使用できない理由書の提出を求める

○見積書の妥当性の確認

提出された見積書及び理由書の確認を行い、必要に応じて聞き取りを実施し、妥当性が確認できる場合は見積書を採用する

② 不調・不落に伴う災害復旧工事の見積りを活用した予定価格の作成

不調・不落が生じた災害復旧工事及び同一地域(町程度)内の災害復旧の同種・類似工事の入札において既に不調・不落が発生し、今後不調・不落が発生するおそれのある工事については、入札参加可能な者に聞き取り等を行い、標準歩掛と実勢価格が乖離していることが確認できる場合は、見積書を採用し予定価格を作成する

23



10 工事成績評定対象外工事の検査書類の簡素化（試行）

災害復旧工事等又は災害に関連する維持修繕工事（河川浚渫等）については、当面、原則として1件の請負代金額が3,500万円未満の土木工事は評定対象外とすることができ、評定対象外工事の検査時に必要な書類の簡素化を行う

なお、履行期間中の工事関係書類は、これまでと同様に共通仕様書、約款及び関係法令に基づき、監督職員又は発注者に提出・提示する必要がある

○対象工事

成績評定対象外とする工事（災害復旧工事に限らない）

○対象書類

①建退共証紙購入状況報告、②建退共証紙受払簿、③施工計画書、④「広島県土砂の適正処理に関する条例」に基づく届出、⑤工事打合せ簿、⑥産業廃棄物管理表（マニフェスト）、⑦工事完成図、⑧工事管理台帳、⑨出来形管理図表、⑩品質管理表、⑪工事写真

※情報共有システムにより交わした対象書類は紙で印刷し準備する必要はありません

○適用

令和2年10月12日から別途お知らせする日までに検査を行う工事

○その他

現地の検査については、土木工事検査技術基準等に基づき契約図書等と現地を照合して確認を行います

簡素化のポイント

○必要以上の書類を検査時に用意する必要がない

○契約図書に基づき、出来形・品質・出来ばえに関する検査は通常と変わらない

○対象書類以外を作成不要とするという内容ではない

24



11 部分引渡し検査に係る工事成績評定の取扱いについて

今後当面の間、部分引渡し検査時において、出来形や品質等について技術的な評価が適切に実施できない場合や、部分引渡し時に技術的な評価を行うことが合理的な場合は、部分引渡し検査時に成績評定を行わず、次回の検査で成績評定を行うことができることとする

○対象工事

災害復旧工事（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく事業（改良復旧事業含む）及び災害関連緊急事業等）

○準備する書類

(1) 部分引渡し検査時に成績評定を実施しない場合の準備書類

「成績評定対象外工事における検査書類の簡素化（令和2年10月12日お知らせ）」により書類を準備する
次回の検査時には、成績評定を行うため、部分引渡しを行った範囲を含めて書類を準備する

(2) 部分引渡し検査と中間検査を兼ねる場合の準備書類

部分引渡し検査と中間検査を兼ねることとし、これまでと同様に工事成績評定を行う

(3) 現場確認

上述するいずれの場合でも現地検査は、土木工事検査技術基準等に基づき契約図書と現地を照合して発注者が確認する

○適用

令和3年1月27日から別途お知らせする日までに検査を行う工事

25



12 工期短縮を行った者に対する工事成績評定点の加算

災害復旧工事等において自らの創意工夫により工期短縮を行った場合は、工事成績評定の「創意工夫」等※1において加算を行う

○評価内容

災害復旧工事等において評価する内容	工事成績評定点への加算
自らの創意工夫により工期短縮を行った、又は工程の遅れを回復した（令和3年7月豪雨（7月7日）以降の取り組みが評価の対象）	+1.2点 (+3.0点※2×0.4※3)

- ※1 「創意工夫」で加算する場合においても、「工程管理」等における評価はこれまでどおり行う
 ※2 考査項目別運用表の「創意工夫」における加算
 ※3 工事成績評定点における評定者（立会人）の割合

○工期短縮を行った又は工程の遅れを回復した創意工夫として評価する例

- ・県外等の遠隔地の建設業者や労働者を活用
- ・建設資材等がひっ迫したため遠隔地から調達
- ・2次製品使用や工法変更
- ・労働者や建設資材等を重点的に当該工事（災害復旧工事等）に投入 等

○対象工事

災害復旧工事等（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく事業（改良復旧事業含む）及び災害関連緊急事業等）

○適用

令和3年10月1日以降に工事完成通知書が提出される工事に適用する

施工中の災害復旧工事等にも適用

26



1 災害復旧工事発注に係る格付け・完工高の緩和（土木一式工事）

平成30年発生災害に係る設計金額50,000千円未満の土木一式工事で査定箇所単位を複数箇所まとめて発注する場合など年間平均完成工事高の要件を緩和（一般競争入札は除く）

① 査定箇所単位1箇所のみで発注する場合

年間平均完成工事高 ≥ 請負対象設計金額の1/2（千円未満は切上げ）

査定箇所単位1箇所のみで発注する場合の例



計算式

$$12,345,000 \div 2 = 6,172,500 \text{円} \\ \rightarrow 6,173,000 \text{円} \quad (\text{千円未満は切上げ})$$

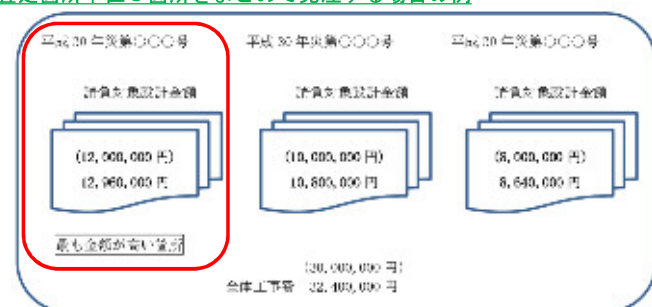
年間平均完成工事高：6,173千円以上（通常は12,345千円以上）

令和2年災害及び令和3年災害にも適用する

② 査定箇所単位を複数箇所まとめて発注する場合

年間平均完成工事高 ≥ 査定箇所単位で最も金額の高い箇所の請負対象設計金額

査定箇所単位3箇所をまとめて発注する場合の例



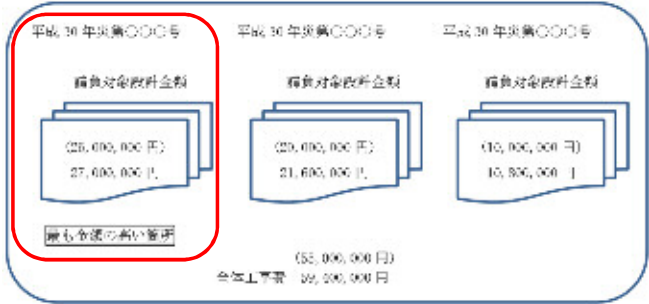
年間平均完成工事高：12,000千円以上（通常は30,000千円）

27

1 災害復旧工事発注に係る格付け・完工高の緩和（土木一式工事）

平成30年発生災害に係る設計金額50,000千円以上2億円未満の土木一式工事で査定箇所単位を複数箇所まとめて発注する場合、査定箇所単位で最も高い箇所の設計金額が選定要綱別表第4の設計金額欄の区分ごとの金額の下限を下回る場合は、直下の設計金額欄の区分も選定できる（一般競争入札は除く）
また、年間平均完成工事高の取扱いについても、査定箇所単位で最も金額の高い箇所の設計金額以上にできる

査定箇所単位3箇所をまとめて発注する場合の例



建設工事指名業者等選定要綱 別表第4(第6条関係)
格付別標準発注金額表(一) 土木一式工事

請 負 対 象 設 計 金 額	格 付 け	
2億円以上	A	
1億円以上2億円未満	A(賦)	
5,000万円以上1億円未満	A(賦)	B
1,000万円以上5,000万円未満	B	C
1,000万円未満	C	D

【通常の場合】（黄色で着色の欄を適用）

格付けがA又はBで年間平均完成工事高が55,000千円以上の資格者から選定

【特例を適用する場合】（黄色＋赤色で着色の欄を適用）

格付けがA又はB又はCで年間平均完成工事高が25,000千円以上の資格者から選定できる

査定箇所単位で最も金額の高い箇所の設計金額（事例の場合25,000千円（税抜））が選定要綱別表第4の設計金額欄の区分ごとの金額（事例の場合発注全体工事費が55,000千円（税抜）であることから50,000千円以上1億円未満）の下限（50,000千円）を下回るため、当該区分の直下の格付けの欄に定める格付けCの資格者も年間平均完成工事高が査定箇所単位で最も金額の高い箇所の設計金額（事例の場合25,000千円（税抜））以上であれば選定できる

令和2年災害及び令和3年災害にも適用する

28

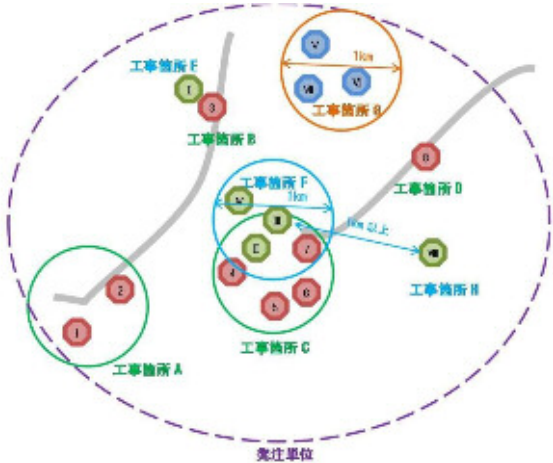
2 市町が発注する公共土木施設災害と農林水産施設災害の一括発注について

平成30年7月豪雨による公共土木施設災害と農林水産業施設災害は、県内全域の甚大な箇所において発生したため、工事発注に際しては、施工業者の確保が課題となった

このため、円滑な復旧・復興に向け、施工業者の確保を図るため、市町における公共土木施設災害と農林水産業施設災害の一括発注を行う際の積算等に係る考え方について、市町へ情報提供を行った

工事箇所の設定例

公共施設災害	農地・農用施設	治山・林道
公共施設災害（被災箇所）	農地・農用施設（被災箇所）	治山・林道（被災箇所）
工事箇所（被災箇所）	工事箇所	工事箇所



※1 公共災については、申請箇所を工事箇所とする
※2 農林災については、直径1km以内に点在する複数の施工箇所を1か所として工事箇所とできる

29

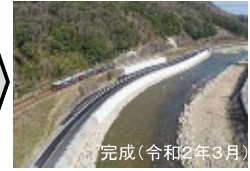


災害復旧事業の概要

- 平成30年9月に「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」を策定し、被災地の一日も早い復旧・復興に向け、取り組んでいる



○ 道路災害復旧工事(主要地方道 瀬野川福富本郷線)



完成(令和2年3月)

○ 河川災害復旧工事(二級河川 黒瀬川)



工事中(令和2年6月)

広島県ホームページで、査定決定箇所毎に、進捗状況や完成予定月等の情報を公表している

ホームページアドレス:

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/saigai-h30.html>

